

港区版ふるさと納税制度のご案内

～ふるさと納税による寄付を通じて、港区を応援してください～



「レインボーブリッジと初日の出」

浜松町・芝・大門百景



港区は「生まれ育ったふるさとやお世話になった地域を応援する」「税の使われ方や地域のあり方を考えるきっかけになる」というふるさと納税本来の趣旨を踏まえ、返礼品を設けない「港区版ふるさと納税制度」に取り組んでいます。

本制度では、子育て・教育など港区の取組のほか、港区独自の「団体応援寄付金」により、区内で活動する公益団体を支援することができ、港区ならではの先駆的な取組の推進や、各団体の活動の活性化につながっています。

港区外にお住まいの方も、港区民の方も、本制度を通じて寄付ができますので、ぜひ皆さんも、港区を応援いただきますようお願いいたします。

港区版ふるさと納税制度の
詳細はこちらから→



「港区版ふるさと納税制度」は寄付金の活

1 産業・地域振興・観光

ひと・産業・地域の元気なまち港区へ

寄付の活用事業例

- ・放送100年を契機とした観光振興事業など



2 防災・生活安全

安心して暮らせるまち港区へ

寄付の活用事業例

- ・区民避難所運営推進事業など

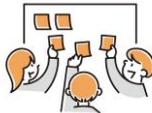


5 子育て・教育

すべての子どもたちが未来への希望を持てる港区へ

寄付の活用事業例

- ・子どもの意見反映推進事業
- ・障害者スポーツの理解促進及び環境整備など



6 街づくり

魅力あふれるまち港区へ

寄付の活用事業例

- ・建築物耐震改修等促進など



9 文化芸術振興基金

社会経済情勢や財政状況の動向に関わらず、文化芸術振興施策を安定的に推進していくための基金です。区で実施する文化芸術振興事業に活用しています。

文化芸術振興基金の詳細はこちら→



10 港区奨学基金

経済的理由により修学が困難な方に対して、奨学金を給付又は貸付け、将来社会のために有為な人材を育成する奨学金事業を推進するための基金です。

港区奨学基金の詳細はこちら→



ふるさと納税による税の控除

● 実質負担額は2,000円

寄付した金額のうち自己負担額の2,000円を除いた額が所得税（復興特別所得税を含む）及び個人住民税から控除される仕組みとなっています。

所得税からの控除
(寄付を行った年の所得税から控除)

住民税からの控除
(寄付を行った翌年度の住民税から控除 [基本分+特例分])

自己負担額
2,000円

控除額

寄付金

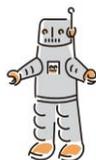
用先を以下の中からお選びいただけます。

3 保健福祉・健康

誰もが心豊かにいきいきと暮らす港区へ

寄付の活用事業例

- ・介護ロボット等導入支援事業など



4 環境

環境にやさしい都心・港区へ

寄付の活用事業例

- ・みなとタバコルール推進など



7 国際化

成熟した「国際都市・港区」へ
(令和6年度から新しく寄付を募集する取組です)

寄付の活用事業例

- ・国際人育成事業（海外修学旅行）など



8 みなとパートナーズ基金

区内のボランティア・NPO活動の活性化を目的に、その活動を支援するための基金です。
NPO活動への助成などに活用しています。

みなとパートナーズ基金の詳細はこちら→



11 区政全般

みなさまからの思いが込められた寄付をお預かりします。
頂いた寄付は特定の分野に限定せず、区政運営全般に活用します。

12 団体応援寄付金

寄付者が指定した区内の公益的団体に、寄付金の7割を上限に補助金を交付し、その活動を支援することで、地域社会の発展につなげます。

団体応援寄付金の詳細はこちら→



● 団体応援寄付金とは？

区内の対象団体（区内に主たる事業所がある以下の①②のいずれかの団体）から応援したい団体を指定して寄付をすると、区はこの寄付金の7割を上限に、寄付者が指定した団体に対し「港区版ふるさと納税制度団体応援補助金」を交付し、支援します。

- ① 港区特別区税条例で指定する、税制優遇を認められた公益的活動を行う団体
- ② ①以外の団体で、区が活動内容や財務状況などを審査し、活動の公益性を確認できた団体

● 寄付金はどのように団体に交付されるの？

区から団体に寄付があった旨を連絡し、団体からの申請に基づき、公益的活動を行う上で必要な経費に対して、寄付金の7割を上限に補助金を交付します。

(例) 学校法人◆◆を指定した寄付金の総額が300万円だった場合、区が◆◆に交付する補助金の上限は、
 $300万円 \times 0.7 = 210万円$ になります。（団体に交付した補助金の未執行分については、団体に返還を求めます。）

注意点

以下の理由により寄付金の使途の希望に添えない場合（団体に補助金の交付ができなかった場合）、いただいた寄付金は、団体の自立支援と育成を目的とする区の助成事業（みなとパートナーズ基金）に活用させていただき、返還はいたしません。

- 応援したい団体に補助金交付申請の意思がない場合
- 補助金交付申請時に税額控除団体の指定を外れた場合
- 団体が未執行分の補助金を区に返還した場合など

寄付の手順

1 寄付金を活用してほしい使い道を12の活用先からお選び下さい。

2 次の方法からお申込みください。

インターネット (クレジットカード等決済)



←ふるさとチョイスは
こちらから

○「ふるさとチョイス（港区）」（左記二次元コード）からお申込みください。パソコンやスマートフォンからいつでも簡単に、お申込みから納付までインターネット経由で手続きができます。

- ご本人様名義のクレジットカードが必要です。
- マルチペイメントによるお支払いも可能です。

窓口

○団体応援寄付金以外（1～11）は各総合支所管理課管理係又は台場分室の窓口でお申込みができます。

○寄付申込書に必要事項を記入し、窓口でお支払いください。

- 「8 みなとパートナーズ基金」「9 文化芸術振興基金」は地域振興課の窓口でもお申込みができます。

その他の方法



←LoGoフォームは
こちらから

○団体応援寄付金以外（1～11）は各総合支所管理課管理係に電話又はFAXでご連絡ください。港区から寄付申込書を郵送します。

○団体応援寄付金（12）はLoGoフォーム（左記二次元コード）による申請あるいは「企画課企画担当」に電話又はFAXでご連絡ください。港区から寄付申込書を郵送します。

○寄付申込書をご提出いただきましたら、港区から納付書を郵送しますので、金融機関の窓口でお支払いください。

3

- 皆さまからの寄付に心から感謝を込め、お礼状を送付します。
- 港区から寄付金受領証明書をお送りします。
- 寄付の成果は事業報告書でお知らせします。

ワンストップ特例制度について

確定申告を行わなくても、ふるさと納税の寄付金控除を受けられる仕組みです。寄付先の自治体が、1年間で5自治体までであれば、この制度を利用できます。
※6回以上ふるさと納税を行っても、5自治体以内であればワンストップ特例制度を利用できます。

ワンストップ特例制度の利用条件 ※条件を満たしているか事前にご確認ください。

- 1.もともと確定申告をする必要のない給与所得者等であること
- 2.1年間の寄付先が5自治体以内であること
- 3.申込みのたびに自治体へワンストップ特例申請書を郵送していること

ワンストップ特例制度の詳細はこちら→



お問い合わせ ご質問・ご相談のある方は、下記の電話番号までご連絡ください。

●窓口によるお申込みについて

芝地区総合支所管理課管理係	TEL: 03-3578-3191 / FAX: 03-3578-3235
麻布地区総合支所管理課管理係	TEL: 03-5114-8811 / FAX: 03-3583-3782
赤坂地区総合支所管理課管理係	TEL: 03-5413-7014 / FAX: 03-5413-2019
高輪地区総合支所管理課管理係	TEL: 03-5421-7124 / FAX: 03-5421-7626
芝浦港南地区総合支所管理課管理係	TEL: 03-6400-0011 / FAX: 03-5445-4590

●みなとパートナーズ基金について

地域振興課区民協働・町会自治会支援担当 TEL: 03-3578-2557

●文化芸術振興基金について

地域振興課文化芸術振興係 TEL: 03-3578-2523

●港区奨学基金について

教育長室教育総務係 TEL: 03-3578-2713

●寄付金税額控除について

税務課課税係 TEL: 03-3578-2593～2598
03-3578-2605、2606

●ワンストップ特例制度について

税務課課税係 TEL: 03-3578-2613、2614

●制度全般及び団体応援寄付金について 企画課企画担当 TEL: 03-3578-2094 / FAX: 03-3578-2034